

議案第11号

新居浜市上下水道事業運営審議会条例の制定について

新居浜市上下水道事業運営審議会条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市上下水道事業運営審議会条例

(設置)

第1条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、新居浜市上下水道事業運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 水道事業及び公共下水道事業の運営に関し、管理者(地方公営企業法第7条に規定する管理者をいう。以下同じ。)から諮問された事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係機関及び関係団体の代表者
- (3) 水道又は公共下水道の使用者
- (4) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

水道事業及び公共下水道事業の運営に関し、管理者から諮問された事項等を調査審議する新居浜市上下水道事業運営審議会を設置するため、本案を提出する。